

令和3年度 東京都税制調査会
第3回小委員会

令和3年8月26日（木）10:00～11:54
都庁第二本庁舎31階特別会議室22

【三浦税制調査担当部長】 それでは、そろそろ始めさせていただきたいと思います。

本日は、お忙しいところお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。これから令和3年度第3回小委員会を開催させていただきます。

今回の小委員会につきましては、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、オンライン開催とさせていただきます。

ところで、この小委員会の開催に先立ちまして、各委員の皆様にご報告すべき事項がございますので、事務局からお知らせ申し上げます。当調査会の第6期より委員としてご活躍をいただいております保井美樹委員におかれましては、この8月20日にご逝去なされました。この間、当調査会をはじめ、国や地方自治体、また各方面における審議会や研究機関等におきまして、その優れた研究成果と御発言を見せておられましたが、大変残念ながら、帰らぬ人となりました。ここに深く哀悼の意を表しますとともに、心よりご冥福をお祈り申し上げます。

なお、本日、池上会長より、一言お言葉を賜りたいと存じます。

会長、よろしく願いいたします。

【池上会長】 保井美樹先生がご逝去されたという、私も大変驚きましたが、先生を失ったことは、私ども東京都税制調査会としても大変残念なことであります。この都税調において、保井先生には、地域政策、特に都市計画、まちづくりといった視点から、東京都の地域問題などについて積極的に御発言いただきまして、都税調の議論を深めることに貢献をしていただきました。

私たちは、少子高齢化と人口減少社会、そして今、コロナ禍の中で感染症対策、あるいはアフターコロナの地域社会を論じなければいけません。そのために、ぜひ、保井先生の御研究と御見識に裏打ちされた御発言をこれからも伺いたいと期待していたのですが、御病氣療養中ということでしたので、一刻も早い御回復をお祈りしておりました。それがこのような結果になりましたことは、大変遺憾でございます。

ここに、東京都税制調査会の会長として謹んで哀悼の意を表しますとともに、心より御冥福をお祈り申し上げます。

【三浦税制調査担当部長】 池上会長、ありがとうございました。

それでは、諸富小委員長より一言お言葉を賜りたく存じます。

小委員長、よろしく願いいたします。

【諸富小委員長】 私も、保井先生、逝去の突然の知らせを受けまして、本当に衝撃を受けました。それは、保井先生とは都税調の外でも都市計画、まちづくりに関して、交流が個人的にもございました。そういう中で、保井先生を突然失ったことは非常に衝撃的であります。

また、小委員会の議事運営においても、保井先生は、池上会長もおっしゃいましたけれども、専門の都市計画、まちづくり、エリアマネジメントの視点を持たれて、その視点から税制の専門家ではないのですが、あるいは税制の専門家でないがゆえに、非常に独自の税制の専門家にはない視点から積極的な発言をいつもなさっていただき、議論の活性化に非常に大きな貢献をしてこられました。小委員長としまして、保井先生の方をぱっと向くと、大抵、発言をぱっとしていただいて、的確なコメントをいただいたこ

とを今もよく思い出すことができます。

保井先生の小委員会、あるいは都税調全体への貢献に敬意を表するとともに、改めてこの場をお借りして感謝を申し上げたいと思いますし、また、ご冥福をお祈りしたいと思います。

以上でございます。

【三浦税制調査担当部長】 諸富小委員長、ありがとうございました。

それでは、これより小委員会の審議に入らせていただきたいと存じます。

本日は、既にお送りしております資料を参照いただきながら、御審議をいただければと存じます。

なお、本日は、関口委員、沼尾委員、お二人につきましては、所用のため欠席されておりますことをご報告申し上げます。

それでは、今後の進行につきましては、諸富小委員長にお願いしたいと存じます。

では、小委員長、よろしく願いいたします。

【諸富小委員長】 それでは、議事に入らせていただきます。

本日の議題は、感染症と税制について、それから地方法人課税等をめぐる課題の対応について、以上二点でございます。

一点目の議題は「感染症対策と税制について」になります。

事務局から論点及び資料の説明をお願いいたします。

【内田税制調査担当課長】 では、事務局より、論点及び資料の説明をさせていただきます。

まず、資料1を御覧いただきたいと思います。こちらは論点ということで、先に、今御紹介いただいた1番、感染症対策と税制と。コロナ禍における税制措置ということで、議論をお願いしたいと思います。大きく目出ししておりますのは、この給付付き税額控除の検討と個人住民税の現年課税化の推進ということにしておりますが、その他についても、御議論いただければと思っております。

続きまして、資料2-1の方をご説明さしあげたいと思います。

第3回小委員会の感染症対策と税制となっております。目次を御覧いただきまして、続きまして、すぐに1ページの方からご説明させていただきますが、まず、最初の3ページは、国のコロナ対策に関する財政措置に関する資料となっております。

この1ページ目は、令和2年度の補正予算で対応した事項に関する資料でございます。

続きまして、2ページ目ですね。こちらは国の令和3年度の予算です。5兆円のコロナ予備費も確保されているということがお分かりいただけるかと思えます。

続きまして、3ページ目です。こちらは、先ほど申し上げたコロナ予備費の使用実績、令和2年度と令和3年度は少ないですが、こちらの使用実績を示させていただいております。

続きまして4ページですが、こちらは、東京都のコロナ対策に関する財政措置に関する資料でございます。令和元年度からの累計を示させていただきまして、これまで5兆6,000億円ほど対策を講じているというのがお分かりいただけるかと思えます。

続きまして5ページ目ですが、こちらは、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、昨年度も御議論いただきましたが、こちらに関する資料でございます。

続きまして6ページ目ですね。こちらは、同じく国の新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金に関する資料でございます。

続きまして7ページ目ですが、こちらは、新型コロナに関する国税と地方税のそれぞれの税制対応を示した資料でございます。

続きまして8ページですね。こちらは、今度、東京都の資料ですが、都が実施したコロナ対策の事業を

御紹介しております。上段は、これは保健所の役割を示させていただいているということで、現在でも、保健所はコロナ対策の最前線、そういった業務を担わせていただいております。下段は、営業時間短縮や休業要請に協力した店舗、施設等に支払う感染症拡大防止協力金、そういったものの、それとその他の幾つかの事業内容とその予算規模を示させていただいているという資料になってございます。

続きまして9ページですが、こちらは、東京都の歳入額の推移を示した資料となっております。

続きまして10ページですが、こちらは、東京都の歳出額とその内訳を令和3年度と2年度で比較した資料となっております。労働と経済は、新型コロナの対応に係る中小企業制度融資の増額ですとか、多摩産業交流センター施設の整備などにより、20%ほど増額しておると。また、企画総務は、これは東京オリンピック・パラリンピックに関係しまして、大会の延期や感染症対策の実施などにより、19.3%ほど増加しているということになってございます。

続きまして11ページ目は、都債の発行額と残高、また、起債依存度の推移を示した資料となっております。

続きまして12ページ、こちらも東京都の資料ですが、基金残高の推移を示した資料となっております。コロナ対策などで、基金残高が大きく減少しているということが見てとれるかと思えます。

次、13ページですが、これは都税収入の推移を示した資料となっております。令和2年度、3年度は、法人住民税、事業税が落ち込んでいるというのがお分かりいただけるかと思えます。

ただ、令和2年度につきましては、決算見込みで、現在、こちらは52525と、5兆2,525億円となっておりますのが、決算見込みで5兆3,498億円となりまして、970億円ほど持ち直しているということがご報告させていただきたいかと思えます。

続きまして14ページは、給付付き税額控除の概要を示させていただいた資料でございます。

続きまして15ページも、給付付き税額控除の資料で、諸外国の例も出しながら、累計などについてご説明させていただいております。

続きまして16ページ、こちらは昨年度の答申ですが、給付付き税額控除につきまして、コロナ禍の長期化や新たな感染症の流行をも見据え、我が国でも給付付き税額控除の導入に向けた検討を進めるべきであると。このように御提言をいただいております。

では、続きまして17ページですが、このコロナ禍において明らかになった行政のデジタル化の課題につきまして、内閣府の資料をお示しさせていただいております。

続きまして18ページですが、内閣官房のデジタル・ガバメント実行計画、それと総務省の自治体DX推進計画の概要の資料でございます。

続きまして19ページですが、こちらは自治体システム等標準化検討会の概要、組織的な概要をお示した資料になってございます。

続きまして20ページですが、こちらは、東京都の総合計画であります「未来の東京」戦略の中において示されました都庁デジタルガバメントプロジェクトについての資料でございます。

21ページは、行政のデジタル化について、昨年度いただいたご答申ですが、所得情報を正確かつリアルタイムに把握する基盤が必要。税務手続簡素化などに当たっては、社会全体のDX推進が重要であると。このように御提言をいただいております。

続きまして22ページでございます。総務省の個人住民税検討会において検討されております個人住民税の現年課税化における課題などを示した資料になってございます。

では、最後、23ページですが、個人住民税の現年課税化について、こちらは令和元年度の答申で御提言いただいておりますが、大きく上と下、二つ御紹介しますが、所得課税において、適正・公平な税負担

の観点から、所得発生時点と税負担の時点をできるだけ近づけることが望ましいと。また、個人住民税の現年課税化に向けては、特別徴収義務者、納税義務者、市町村の事務負担を軽減する仕組みが不可欠。マイナンバーカードの普及、企業のIT化などの状況などを踏まえつつ、企業、市町村などの現場の声を聞きながら、早期実現に向けた検討を進めていくべきと、このように御提言をいただいております。

私からの説明は以上となります。

【諸富小委員長】 ありがとうございます。

それでは、ただいま説明がありました論点及び資料について、御質問、御意見がございましたら、委員は画面に向かって手を挙げていただければと思います。画面に映っていない委員は、御発声をお願いいたします。佐藤委員、お願いいたします。

【佐藤委員】 よろしくお願いいたします。

一点質問になるのですが、去年の段階でも、課税の繰延べを認めているではないですか、個人住民税であれ、固定資産税であれ。今年以降はどうなるのかということで、今年2年分払うのか、あるいは今後、分割払いになるのか、あるいは今年もこういう状況なので、さらに先送りさせるのか。その辺りは、全国統一的なルールというはあるのですか。あるいは東京都独自のガイドラインというか、決まり事というのはあるのでしょうかというのが質問です。

それから、協力金がこれまで一律だったと。それは売上げに応じて変えるべきだということで、すったもんだしましたが、よく考えると、我々は事業者の売上げを知っているはずなのですよ。確定申告しているわけなので。確定申告している際に、所得であれ、売上げであれ、どちらを基準にしてくれても構わないのですが、コロナ以前の段階での確定申告書に基づいて、協力金を払うという選択肢はあったはずなのですよ。正確には日割りにし、協力してくれた日数を掛けて計算するという概算払いにならざるを得ないと思うのですが、当然、たくさん申告した事業者はたくさんもらえるわけですよ。それが、コロナ後の収入の落ち込みを補填するという趣旨にかなう方法だったと思うのです。

もちろん大手とかの場合ですと、複数事業所を持っているので、まさに分割基準に応じ、分けなければいけません。しかし、そこだって、一定のルールをかければ、可能だったはずなのですよ。これは、恐らく法律上、そういう確定申告の情報をこういう給付、協力金に使ってはいけないということになっていたのか、あるいは、それ以外の事情があるのかもしれない。

ただ、そういうのも含めて考えると、今回の一つの協力金でよく分かったのは、正しく申告していれば、きちんとこういう事態になった際に、正しく救済してもらえるのだということ。これが伝われば、コンプライアンスの向上にもつながると思うのですよ。これは、本当は、個人所得税でも法人税でも全く同じ話だと思うのですよ。つまり、いずれも、前の所得がそこで補足されているはずですので、それに基づいての救済というやり方はあり得たと思います。

今後のことを考えると、これは持続化給付金もそうなのですが、何か危機が起きるたびに、改めていろいろなことを申請させ、改めて書類を出させてというよりは、既にある書類に基づいて、確定申告書とか、既にある書類に基づいて対応するという、言い方を換えれば、プッシュ型の支援になるのでしょうか、そういう対応が本当はあってしかるべきだったのではないかなとは勝手に思っているということですよ。

また、やはり現年所得であるとか、給付付き税額控除とか、これはどのみちやらなければいけないことだと思うのです。ただ、これは今後どういう形で国に働きかけていくのか、給付付き税額控除に関していうと、これは地方税の枠組みの中でやるのではなく、所得税の中でやるので、提言するのはよいのですが、どうやって国に働きかけるのかなど。これは質問というよりは、若干、どうするのだろうかと私自身考えているところということになります。以上です。

【諸富小委員長】 ありがとうございます。

事務局に対する御質問もございましたので、佐藤委員の御意見、御質問が三点あったと思うのですが、事務局からお答えすべき点がございましたら、まず、お願いできますでしょうか。

【丹羽税制部長】 税制部長の丹羽でございます。 コロナ特例の徴収猶予につきましては、延長という話はありません。東京都においては、地方税法の第15条に徴収猶予の項目がございまして、それに基づいて、納税者の方の個別の事情をお聞きしながら、丁寧に、必要な場合には徴収猶予を行っております。

それから、協力金の支給の件ですが、実は主税局は、結構、職員がこの協力金の支給の審査業務に応援でたくさん行っているのでもいろいろ聞いているのですが、一つは、先生がおっしゃったとおり、確定申告している小さい飲食店は、その申告情報などが無いといけない。それと、もう一つは、もちろん税務情報なので、他のことに使えるかという、そもそも問題点もあります。課題というか、問題点というのが。それから、もう一つは、例えば確定申告書を出しているきちんとした大きな会社でも、今回は飲食店、その後、いろいろ他の業種にも増えましたが、飲食店の飲食事業の部分だけですので、確定申告だけ見ても、飲食業の部分がどこに当たるのかというのが分からないと思うのですね。例えば、このお店はきちんと決まりを守って8時までに閉めましたとか、このお店は閉めていないとか、そういうのも確定申告だけでは全く分からない。ましてや、大きな会社で、その会社の利益の中でどこが飲食業の部分かというのが分からないというのが実態のようでございます。

【諸富小委員長】 佐藤委員、何かございますか。

【佐藤委員】 ありがとうございます。

もちろん、例えば、一つの店舗が一部では飲食店をやって、一部では何かそれ以外のことをやるというのはあり得ると思うのですが、多くの、そういう大手の場合であるとか、複数事業を展開する場合は、やはり一定の按分基準で考えるというのは、やり方としてはあり得ると思うのですよね。按分基準。それこそ店舗の数だって分かっている、張りつけている従業員の数が分かってくるのであれば、それである程度、概算のやり方というのはあってよかったのかなというのと。

大手は確かに複数店舗持っていますが、大体の事業者は一つしかないと考えたら、持続化給付金の申請に当たっては、実は、この確定申告書を使っているのですよね、実際に。なので、全く使用実績がないわけでもないの、個人的には、そういう零細事業者については、少なくとも確定申告書の所得をベースに、そのお店しかない人はそれをベースに協力金を出せばいいし、複数お店を持っていて、一部が例えば東京都以外であれば、そこは按分すればよいわけだし、もちろん一部が飲食店で、一部が実は他の遊興施設でしたという人についていうと、そこは張りつけている従業員の数か、店舗の数か、面積、売場面積かに応じて分ければよいと。それは、デパートなどと同じ問題を抱えているわけで、デパートだって食料品、飲食部分もあれば、それ以外を売っている部分があるので。そこは面積で按分してもよいわけだし。

恐らく正確でないのは分かっているのです。しかし、これはそもそも一律に給付すること自体が正確ではないので。より実態に近づけるにはどうしたらよいかという、そういう発想を選んでよかったかなと。

実は、私は、正確性はどうでもよくて、強力なメッセージになると思うのですよね。つまり、きちんと確定申告しましょうよと。正しく申告していれば、いざというとき、正しく救済してもらえるわけですので。やはりそういう意味で、コンプライアンスを上げる一つのきっかけにはなり得たと思う。特に、申し訳ないが、事業者の皆さん、正しく申告されていない方もいるので、正直者がばかを見ない仕組みというのを、これを機会につくるといえるのはあり得た選択肢かなと思ったわけです。

以上です。

【丹羽税制部長】 ありがとうございます。

実際のところは、今回は、例えば、何時以降はお酒を出さないとか、そういったものを自己申告していただいて、申請していただくという形になっていたの、なかなかそこは難しかったのかなと思います、先生がおっしゃっていることも確かにあるなと思いますので、またそれは主税局ではなく、産業労働局にはなるのですが、その辺は考えていかなければいけない問題だなとは思っています。

ありがとうございます。

【諸富小委員長】 ありがとうございます。

やり取りは大変面白かったですが、佐藤先生がおっしゃるように、ある程度、按分基準を決めておくと、つまり、一つ思ったのは、給付の仕組み自体に関わるやり方を、本当は平時からルール整備しておく。つまり、申告所得に基づいてやりますよということをふだんから言うておくということを決めておくと、それがアナウンスメント効果になって、きちんとした申告を促すという副次的効果も期待できるということと、それから、按分も、ある程度、概算にならざるを得ないのですが、そういう意味では正確ではないかもしれないですが、外形的な基準ですね、佐藤先生がおっしゃったのは、簡単に動かせない面積とか、従業員数とかであれば、なので操作可能性も逆はないので、変なことが起きないといえますか、割と正確かつ公平に分けられる基準なのかなということをおもいました。

申請の際だと、それを全て正しいかをチェックする職員の方も大変だということがあるので、なるほどと思いつつ、御意見を伺いました。

今の佐藤先生の御意見をめぐってでも構いませんし、それ以外の点でも構いません。

【石田委員】 石田です。

【諸富小委員長】 お願いします。

【石田委員】 私は、税理士の立場として、この支援金とか給付金をかなりいろいろと見てきて、一時支援金については、顧問先ではない方の確定申告書や何かのチェックもしてくださいということで、申請する前の事前チェックを今回担いました。佐藤先生のおっしゃっていることと違うのですが、うちに来た方は、皆さん確定申告はなさっていました。逆に、アルバイトしかしていない方たちで、例えば、芸能関係人たちは、何とか一時支援金をもらいたいので、これから確定申告をするという方もいらしたみたいです。ですが、ほとんどの方は、確定申告されていました。

個人の方は所得区分で事業所得、不動産所得、雑所得と分かれています。なので、事業所得の内容は、小さい方は一つしか事業をしていないので、分かりました。法人も、事業概況書を見るので、事業の収入なのか、不動産関係から上がってきた収入なのかというのは、チェックできました。

今回思ったのは、売上げが果たしてその基準でよいのかどうか。と申しますのは、特に、個人の場合、一時支援金、時短、それから支援金ですが、全てに対して思ったのは、お店を休むということは仕入れがないのです。飲食店の場合、大体4割ぐらいが仕入れだとして、仕入れがないので、一律に同じ金額でこれを出してよいのか。飲食店の苦しいところは、家賃が高いところ、人を雇っているところ。だけど、自分のおうちでやっている方というのは、お店を閉めてしまえば、仕入れもないわけです。二、三人しか従業員がいなければ、家賃が出なくて、人件費もそんなにかからない。ましてや、社会保険も入っていない。本当に支払いが少ないのに、同じ基準でやったというのが、今回反省すべきだと思います。今後、やはり単純に収入だけで見てよいのかどうか。その辺も、検討していった方がよいのではないかなと、実際にかかなりの数を一時支援金等で、見てきておもいました。

今、現実に確定申告とか、それから法人の申告書を見ておまして、特に飲食店の場合、逆にお金が入ったよかったという方がいます。このお金でお店を直しておこうとか。したがって、やはり実態を見て支給

というのは大変難しいが、今後の課題になったのではないかなと思いました。

以上、感想を述べさせてもらいました。

【諸富小委員長】 大変貴重なお話、ありがとうございます。

経費も見るべきだということになるのでしょうか。

【石田委員】 やはり経費が家賃で払っている方は本当大変でした。したがって、家賃補償というのは本当ありがたかったです。それから、従業員の雇用促進助成金もありがたかったです。それから、今回、借入金が何年か無利息と、あれはありがたかったです。したがって、やはりただ収入だけでほんと給付金を出すというのが疑問に思いました。

【諸富小委員長】 ありがとうございます。

他の委員の皆様方。

佐藤委員、どうぞ。

【佐藤委員】 今の石田委員のご指摘は、非常に大事だと思います。やはり経費の中にも、経済学用語を使えば、固定経費と変動経費があるので。当然、売上げが、お店をやめれば、変動経費はなくなるわけです。仕入れはなくなるわけなので。ただ、人件費とか家賃のような固定的な経費はかかると。そこで考えたのは、例えば、消費税の簡易課税制度があるではないですか。売上げからみなし仕入れ率を掛けてやっているではないですか。なので、実は、税制の中にこういう制度はたくさんあるのですよね。つまり、所得を概算する。収入から所得というか、ある意味、仕入れを概算する仕組みであるとか、もちろん確定申告は所得自体ですが。何かもっとこういう情報を有効に活用する余地というのは、本当はあったのではないかなという気はするのですが。今後の参考までに。

【諸富小委員長】 ありがとうございます。

他の委員の皆様、いかがでしょうか。

【工藤委員】 すみません。工藤でございます。

三点質問がございまして、一つは、資料でいいますと、10ページの増減表になりますが、これについて、二つ教えていただきたい点がございまして。

先ほど、逆に労働と経済や企画総務の増減率が上がっているところのご説明があったのですが、額で見ますと、増減額そのもので見ますと、教育と文化、それから生活環境がやはりかなり落ち込んでいるというのが特徴かと思うのですが、教育は、いろいろと、例えば、まさに教育上のDX問題であるとか、細かいところでは増えているところもありそうなのに、結果的にはかなり減少しているという点について、具体的にどの辺が減っているのか。生活環境についてもお分かりでしたら教えていただきたいというのが一点目です。

それから二点目は、それとも少し関係いたしますが、次のページ、11ページ、こちらで、都債の発行額と残高の推移のグラフがございまして、これは予想されていたことではあります、この状況というのは、今後にはどのような影響がありそうなのか。要するに、このコロナ影響分というところになるかと思うのですが、それについて、何か今の時点でお見通しであるとか、予測をされていれば、教えていただきたいというのが二点目です。

それと、三点目は、それとも関わりますが、次のページ、12ページ、この基金ですね、基金取崩しがかなり全国的に多いということはお聞きしていますが、これについても、今後の、例えば、どういうふうにしていくつもりなのかとか、あるいは翌年以降の予測値などについて、もしお分りの点があれば、教えていただきたいという。

取りあえず、まず、その三点お願いいたします。

【諸富小委員長】 ありがとうございます。

三点、工藤委員から御質問いただきました。事務局に対する、いずれも御質問だと思いますので、よろしく願いいたします。

【内田税制調査担当課長】 では、すみません。まず、10ページの御質問のところですが、教育と文化が3.4%減になっておりますのは、説明書にあります。都立学校は、2年度は、結構、増改築、増改修をしたのですが、その分、令和3年度が少なかったということで、3.4%減となっております。

生活環境につきましては、例えば、ZEB導入促進事業など、そういうものは増にしているのですが、自家消費プランの補助上限額、こういったものを見直しているということで、補助額を一部のものについては減らしているということで、減となっております。

今度の都債の発行の推移ですとか基金の推移につきましては、現時点では、こちらはまだ確認してございませんので、確認後に、またこの点についてはお答えさせていただきたいと思います。

よろしく願いいたします。

【工藤委員】 ありがとうございます。

今のことで、教育のところは、よく分かりました。もし、後でDXの話にはまたなるかと思ひまして、そちらで質問させていただきたいと思っていたのですが、例えば、学校の施設について、あまり実際には改築がなかったということでよく分かったのですが、学校のDX関係というのは、実際にはどのぐらい、例えば、コロナで増えたりとかしているのでしょうか。というのは、そもそもこのDXの話は、もともとやっていたはずなのですが、実際、あまり進んでいなかったのが、コロナである意味少し加速したという側面がかなりあるかと思うのですが、もし、教育面ではDXについて、これに関し、何かあれば、教えていただきたいと思ひます。特になければ結構でございます。

ありがとうございます。

【諸富小委員長】 では、事務局から追加でお願いいたします。

【内田税制調査担当課長】 では、すみません、学校のDX関係につきましても、タブレットなどの手配をしたということで、当然、幾らかの予算手当をしているとは考えておるのですが、その正確なところは、別途、お調べして、またご報告させていただきたいと思ひます。

現時点で分からなくて申し訳ございませんが、以上になります。よろしく願いいたします。

【工藤委員】 ありがとうございます。

【諸富小委員長】 また、では、後でご回答いただくということで、お願いいたします。

他の点。金井委員から手が挙がりました。金井委員、よろしく願ひします。

【金井委員】 現年課税の話が出ていますが、基本的には進めた方がよいだろうと思ひますが、ここで、いろいろ条件をそろえるというのは、かなり難しい印象を持ちます。率直に言うと、現在の国税所得税と合わせ、一緒に取ってもらうしか現年課税は現実的で無理なのではないかという気がします。

ここは、かなり大きな決断になるので、あまりコンセンサスはそんなにできないと思ひます。簡単に言えば、自分で税金を取らないと、地方自治ではないというイデオロギーが一つあるのと。それから、もう一つは、非課税の範囲が違うということで、住民税の方は幅広く税金を取るといふ仕組みがあつて、さらに均等割の部分があるわけですね。均等割も、税範囲の広さも、率直に言つて、その両方、私自身はやめた方がよいと思ひてしまつて。あれは、消費税がない時代に自治体に税金を払っていないひとが多いではないかという議論があつて、所得が少なくても多少払つた方がよいのではないですかということはあると思ひますが、現在、消費税がありますので、住民税でそこをやる必要はあるのか疑問に思ひます。住民税を国税の所得税に合わせてしまうのが最もシンプルで、かつ、早いのではないかと。

結局、現年課税といっても、現在でも実質上は現年なのですよ。3月に国税の確定申告で課税所得情報が決まったものを、4、5月辺りに自治体で金額を決め、それをその後分割払いするという意味であって、どっちみち現年1月から12月の所得について翌年3月段階で課税所得情報を決めているわけですよ。それを3月に決めたものを、3月より前に取るか、3月より後に取るかというだけの、正確にいうと、住民税は5月くらいに決まるわけですので、6月よりあとに取るか、という話であって、そうすると、結局のところ、現年課税の本質というのは、3月に決めるものを3月より前に取りたいと。あるいは、取るべきであると。なぜならば、お金は前の12月までに決まっているわけですから、そう考えると、所得税と合わせて、言わば、源泉徴収してもらって、一緒に年末調整してもらおうという形をしない限り、難しいではないのでしょうか。細かいマイナンバーとか、企業の何とか、そういう税額が違うから、年末調整が増えて、別の年末調整をしなければいけないとか、そんなことをやらせたら、必ず無理に決まっているわけで、ここは大きな決断をしない限り、この問題は解決しないのではないかなというのは、私の印象であります。

取りあえず以上です。

【諸富小委員長】 佐藤委員、ございますか。

【佐藤委員】 すみません。ありがとうございます。

今の金井先生のお話で、確かに、もし現年課税化するのであれば、国と一緒に取ってもらうのが最もよいと思います。実際、これはカナダでもTax Collection Agreementはそうなっていますので。そこで問題になるのは、実は、これはすごい大きな改革です。だから税額控除化なのです。課税所得は、要するに、収入マイナス、あとは控除、経費の控除ね。給与所得控除とか。これはもう決めてしまって、これに所得税は累進課税で、個人住民税はフラット課税にしておいて、あとは、国は国で税額控除。地方は地方で、もしやりたければ税額控除をつければよいわけで、そうすれば、何を引くかという金額は、国と自治体、税額控除の金額はもちろん国レベルと地方レベルが違ってよいわけ。地方はなくてもよいわけですので。ただし、課税所得自体の定義は同じなので、それに基づいて源泉徴収はできるということになるはずなのですよ。

超過税率をかけるところもあるかもしれませんが、それは後年に調整したりすればよいだけだと思う。これは、カナダは実際そうやっているのです。後年調整なのですよ。なので、そういう形で、税額控除化を加えることにより、現在のような共同徴収という仕組みはあり得ると思うのです。

実は、かなり大きなデジタル化というのは、自治体の仕事のかなりを奪うはずなのです。例えば、公的認証などというのは、実は、極端なことを言うと、住民票の移動でさえそうだと思うのですが、マイナンバーカード、もしマイナンバーを使えば、別に我々は役所に行かなくても、自分たちがどこにいるかということは、アイデンティファイしやすくなっていくはずなのですよ。つまり、別に窓口に行かなくても、国の方のシステムに登録すればよいわけですので。なので、要するに、本人確認の問題です。

デジタル化というのは、地方のそういう窓口業務をかなり解消していく。窓口業務の一つが、実は徴税なのだと思うのですよ。なので、デジタル化というのは、単に地方のデジタル化とか、国のデジタル化と、個別にやることだけではなく、実は、業務の分担のあり方も変えていくということにもなってくると思うのです。なので、幅広に考えてみるというよいきっかけにもなるかもしれません。金井先生がおっしゃるとおり、確かに自分で税金を集めなければ、自治体ではないのだという方はいますが、別に首長が自分で集めているわけではないのです。職員の方々が汗をかいているわけですので。職員の数もこれから減るわけですので、できるだけ、彼らにもっと企画業務、税金を集めるというよりは、税制のあり方とか、まちづくりとか、そういう企画業務にもっと回すという観点から見ても、やはりこういう定型業務と

いうのは、できるだけデジタル化させる。かつ、それは別に自分たちでやらなくても、もし国がやっていただけるのであれば、国に肩代わりしてもらおうという。

もっと細かいことを言うと、滞納整理などを考えても、現在だと、地方と国が競合して滞納者に押しかけているわけなので、滞納整理の方でも、いろいろと協調できる面もありますので、できるだけやってもらえるものは国にやってもらおうという、徴税に関しては、何かそういう風な発想の転換もあってよいのではないかと思います。

【諸富小委員長】 ありがとうございます。

よく分かりましたが、佐藤委員に御質問ですが、金井先生も触れられた国と地方で課税対象者が違うと、いいですか、住民税の方がより低所得の方々まで課税している部分というのは、もし国税等が統合されてしまうと、そこもそろえなければいけなくなるのですかね。そこはどうしたいのですか。

【佐藤委員】そこは、実は負の所得税なのです。したがって、給付付き税額控除なのです。つまり、実はこういう人たちが出てくるわけなのです。例えば、住民税を払っている人たち。だが、今言った所得税の税額控除は課税所得に対応している税額よりも多いので、マイナスの税金をもらえる人たち。つまり、給付をもらえる人たちがいるはずなのです。要するに、そういうゾーンの人たちが出てくると思えばよいわけです。

【諸富小委員長】一旦取った上で、国税は払わなくてよいが、住民税は払うべき人たちは、落とされるということですかね。

【佐藤委員】そういうことになります。

【諸富小委員長】なるほど。そこで調整する。後から調整するのです。なるほど。面白いですね。他にございますか。

宮本委員、どうぞ。よろしくお願いします。

【宮本委員】今の佐藤委員、石田委員、金井委員の議論に部分的には関わると思うのですが、別な視点から、やはりコロナ禍に対する税制上の対応を考えていく場合、都民が直面している経済的な困難というのをどういうふうに見ていくかということが非常に大事ななと思っています。

去年も似たような話をしたような記憶はあるのですが、やはり生活保護のスティグマ化というのは非常に強く、現場の声を聞いていても、生活保護だけは勘弁してほしいという、みんな叫ぶように言うということで、それに言わば代替するような形で、現在、困難に陥っている人を支えている制度というのは、ご存じのように、生活福祉資金の特例貸付になっているわけですね。これは、始まってから7月までに、250万件を超えるくらい出ていて、1兆1,000億ぐらいと聞いています。実は、これまでもこの制度はあったのですが、特例貸付とはもう少し違った形の制度でした。これは通常、1年、大体、せいぜい1万件だったわけですね。したがって、250年分が1度に来ているという状況であるわけです。

これに関し、先ほどの佐藤委員、石田委員のお話とも関わると思ったのは、これからどうしていくか。これはあくまでも貸付けですので、原則、償還しなければいけないと。返済しなければいけないということになるわけなのですが、全てが全て返させるのは無理だということで、住民税非課税世帯は償還免除という形になるわけですね。ところが、住民税非課税世帯であっても、一時所得に認定されると、翌年は課税対象になってしまうということになっていき、これは金井委員がおっしゃったように、住民税というのが均等割の場合、非常に基準が低いということもあって、課税対象になってしまうということが一つある。

では、その償還ということになると、どうなるかということですが、これは、それだけの人たちに、コロナ禍の中で膨大な借金を負わせ、現場がこれから借金返済督促の業務に追われるということになってし

もうわけですね。本当に、困窮者を支援する、寄り添っているということを中心にしていた現場が、借金を返させるということに、現在でさえ書類業務に追われているわけですが、これから集中しなければいけないということのストレスというのは、想像を絶するものがあるわけでありまして、税制面でも、それから、これから償還を迫るということに対する対応でも、ここはいろいろ考えていかなければいけないことがあるだろうと思います。

これが一つで、もう一つ、現年課税の話ですが、先ほど専門的な観点からいろいろ学ばせていただいたのですが、非常に単純な話としては、ともかく課税に当たって、納税者の経済状況をその都度判断し、取ってはいけないところからは取らないというのが、やはり現年課税の原則としてあるだろうと。それは、要するに、支援のターゲット化といいますか、本当に必要なところにきちんと支援をしていくという、そのツールとして、やはり現年課税というのは重要であると。それを考えると、現在、社会的な弱者を判定する一つの疑似的な基準として、住民税非課税世帯、特に均等割が入っていないということが疑似的な基準になっているわけですが、疑似的というのは、これは厚労省が10年前くらいに出したデータですが、それに相当する人はどれくらいいるかということ、世帯数ではなく、人間の数ですが、3,100万人という数字が出ていたのですね。これは言うまでもなく、本当に困窮している人たちということとずれているところもあります。公的年金等控除がありますので、高齢世帯が相当入ってきているということと、現役世代は、金井先生のおっしゃったとおり、あまりに基準が低過ぎますので、社会的弱者を捉える基準としては厳し過ぎるという面もまたあるわけです。これに代わって、どういう基準を設定していくのかということが、現年課税化に関わって、最終的に求められてくる議論なのかなと思います。ここをどうしていくのか、これが2番目です。

それから、3番目に、これはどうしようかなと思っていたのは、関係あるようで、あまりに大き過ぎる問題なのですが、先ほど資料説明として国及び都の支援の質について、お話がありました。令和2年度の1次補正から3次補正までの支援の支出、予備費はご存じのように70兆円だったと思うのですが、実質的に使われたのは半分くらいであって、30兆円くらいは繰越金になっているわけですね。これは、どう考えるかというのは非常に大きな問題で、現状では、要するに何で繰越しかというと、自治体を使う体力がないわけですね。にもかかわらず、それだけの額が示されているというのは、これは本当に必要な額として示されているわけなのだが、それが半分程度しか使えないという現実があって、ところが、政治家は、これだけ金は用意したぞという大義名分は立つし、財務省というか財政当局は実質的には半分で済むというところで一息つくし、自治体はやらないならやらずに済むということになって、変な三方よしが出来てしまうわけですね。ところが、必要なお金が使われていないという事実は揺るがないわけでありまして、地方政府というか自治体としては、お金だけでなく、使う体力をきちんと寄せということも言っていかなければいけないのではないかと思います。

3番目のことは、あまり税制の議論とは外れると思いますが、ただ、全く無関係でもないようなので、付け加えさせていただきます。主には、生活福祉資金の特例貸付の所得認定の話、それから償還の問題、それから、機動的な支援のための弱者認定の基準としての非課税世帯という概念についてであります。

取りあえず以上です。

【諸富小委員長】 ありがとうございます。

宮本委員が最後の方でまとめて、この点が確認したい点だとおっしゃったので、事務局からお答えできるものはお答えしてもらった方がよろしいのですかね。

【宮本委員】 特に質問ということではありません。伝え切れないということに対し、もし何か事務局としてご感想等がおありなら、ぜひ聞いてみたいというところはあります。

【諸富小委員長】 ということ、今の点について、事務局、もしお答えできるのであればいただきたいのと、宮本委員の今の御意見三点について、皆様からも何か御意見、コメント、御質問等があれば、併せていただければと思います。

では、まず事務局から、予算を使う体力という点について、もし何かコメントがございましたら、お願いいたします。

【三浦税制調査担当部長】 事務局の三浦でございます。

お答えになるか分かりませんが、これは各種給付金や協力金等について、その多くは国の財源という形で各都道府県に交付されてきておりますが、かなり使途に制約がありまして、制度上の使い勝手が悪い等の問題があります。また、これを給付するに当たり、基本的には申請主義になりますので、各事業者、あるいは個人からの申請を待って、それを適正に審査し給付していくということになります。これにはかなり多くの労力と時間を要するという点で、なかなか給付が遅いというご指摘をいただくわけですが、自治体としてこれを無視しているわけではございません。実際、東京都の場合は、主に産業労働局というところが所管局になりますが、実は、我々主税局職員もこういった業務に関わって、兼務発令の中で応援業務を行うなど支援しておりますが、それでも、なかなか全額の支給に至っていない状況でございます。

まさに宮本委員からのご指摘のとおりですが、今後も、早急に必要となるところへの給付金等の支給に全力を尽くしていきたいと考えております。

それから、特例貸付に係る償還については、私どもはコメントができる立場にございません。これは、また改めて所管局の方に確認を取った上で、ご回答させていただければと思います。よろしく願いいたします。

【諸富小委員長】 ありがとうございます。

もし、他の委員からも、宮本委員の御発言に関し、関連で御意見、コメント等がございましたら、お願いいたします。

困窮者に対するやはり貸付けの話、こういう制度があるのだということも私は初めて、今の宮本委員の御意見で知ったのですが、全額を当然返還してもらうのはなかなか困難であるということや、しかし、業務としては、基本的には、これは貸付けなので、返還してもらわなければいけない。行政側の担っている方々のこれからの事務負担の問題や、それから住民税の課税最低限といいますか、均等割部分未満の方々の所得については、返還を免除すると決まっていますのですかね。そうすると、そのラインが非常にクリティカルで、そこをある種の貧困ラインといいますか、所得が少ない方々を見分けるラインになっているのですが、そのラインの妥当性という点を含め、非常に多岐にわたる論点、問題点のご指摘をいただいたのですが。

金井委員から手が挙がっております。よろしく願いいたします。

【金井委員】 生活福祉関係の貸付金は、税制と直接関係ないかもしれないのですが、宮本先生がおっしゃるように、非常に重要な点だと思います。これは、確かに生活保護よりはスティグマが少ないということはそうかもしれないのですが、実際には、返す当てもない以上は借りられないという人がまず出てくるということと、それから、そうはいつでも、やむにやまれず借りた後で、今度は返せないというかたちでスティグマを付与する。やはり貸付金というのはスティグマの一種なのですよね。人のモラルに訴え、金を返さないのは、人間に反するみたいな位置づけをします。やはり貸付けというのは支援でないということははっきりしている。本来なら、これは給付しなければいけないと。

税制に引きつけて言えば、佐藤先生がおっしゃったように、給付付き税額でシームレスに設計していくということが本来の姿であります。困窮状況での貸付は非常に問題で、借金返済に追われるということが、

支援どころか、すさまじいスティグマを本人にも周囲にも与えるわけですよ。これは相当問題で、かといって、返さなくていいよと恩情をかけること自体だって非常に失礼な話であって、どちらに転んでも駄目です。これは、奨学金と称する学生ローンも一緒ですよ。結局、借金を押しつけた挙げ句に、返すのは当たり前だろうみたいに。返せないという負担を与えます。心理的負担ないし経済的負担を与える。これは、コロナで浮かび上がった日本の21世紀の問題そのものであるということです。税制に引きつけて言えば、給付付き税額の方が、資産調査がなく、所得調査だけだという意味でいえば、まだ現状よりましだろうという気がします。やはり貸付けで対策をやったと思っているということが最大の問題であるということは言えるのではないかなというのが、宮本先生の発言に付け加えて言えると思います。宮本先生は非常に上品な方なので、私のように下品な言い方をしませんが。

【諸富小委員長】 ありがとうございます。

宮本委員、どうぞ。

【宮本委員】 全く上品ではないので、ついでに言ってしまうのですが、金井先生がおっしゃったことはそのとおりであることに加え、今回のこの特例貸付については、スタート時点において、返済基準というのは明示されていなかったし、政治家は、例えば、日曜討論など、NHKの討論などで、これは緊急なので、返さない、給付的な扱いなのだというニュアンスの発言すらしてきたわけですよ。ずっと基準が明らかにされないまま、現場は、これは給付的な扱いになるかもしれませんと言って出してきたという点もある。返すのが当たり前以上に、本当にそもそも借りるという意識すらなく、出したり借りたりしていたという状況すらある。それを、現在、返せということになりかけているということも、付け加えてよいのかなと思います。 以上です。

【諸富小委員長】 ありがとうございます。

他に、この点でございますか。 高端委員、どうぞ。

【高端委員】 今ほどの宮本委員と金井委員の御意見に全く同意するのですが、今日の議論にそれを引きつけるとすれば、恐らく給付付き税額控除について、都税調の答申では、まだ昨年度、一昨年度もそこまで踏み込んだ言及はしていないと思います。資料にもあるように、昨年度の答申では、述べられているわけですが、それを今年度も給付付き税額控除の必要性というか、検討の必要性ぐらひはきちんと明示していくということなのかなと思っています。

一連の議論の中で、資料がこういう形でトピックが盛り込まれていることから分かるように、自治体のDX化とか、国レベルでのマイナンバーの活用とか、あるいは確定申告のところなのか。所得を把握する。あるいは徴税の部分というところのシステムをどうするか。どう整えていくか。給付付き税額控除との絡みでいえば、現在、非課税になっているところの個人の所得というのをきちんと把握していかなければいけないと思うのです。それが感染症対策という意味でいえば、昨年度の答申でも述べられたように、タイムリーに必要な人に、必要な対象に必要な額を給付するというところの体制整備にも関わってくる。全体の関連を答申でうまく出すことが重要なかなと、全体的な雑感として感じました。 以上です。

【諸富小委員長】 ありがとうございます。

うまく答申の方向に引きつけ、議論をまとめていただいて、ありがとうございます。

確かに、今後、こういうパンデミックだけではなく、災害も含め、そのときのイベントにより困窮する方に対し、迅速に現金を給付していく仕組みというのは、今後も必要になる。これ1回限りだということはないわけです。今日、貴重な議論をいただいているわけですが、こういったことに関する議論を、やはりしっかりやって、制度化につなげていく必要というのが、私個人としても、改めて実感いたしました。

答申としても、今日いただいた御意見を反映させていく方向で検討をさせていただきたいと思っております。

発言されていない委員で、今日、宮本委員の御発言に限らず、全体のテーマで御発言いただける方、ございましたら意思表示をしていただければと思っておりますが、いかがでしょうか。

もし、ないようでしたら、前半の1番目のこの議題について、会長からコメントをいただければ幸いです。

【石田委員】 石田ですが、よろしいですか。

【諸富小委員長】 どうぞ。

【石田委員】 住民税の現年課税化のことで、一つよろしいですか。

年末調整システムは、皆さん、ほとんどもう機械でやっているのですが、住民税が東京都のように、法人にしても、東京都に一つの申告で済むというなら、比較的やりやすいのですが、従業員の人が、例えば神奈川だ、埼玉だ、千葉だという際に、県税、市民税の提出先と税率が違う。それを機械でやれば、年末調整システムに一度覚えさせれば、計算は年末調整の際に住民税も出ます。しかし、現在、住民税も特別徴収化してしまったので、それがせっかく定着しつつある中に、今度は年末調整で納める方法に変わった場合に、恐らくその作業が大変ではないかと、実務家として思いました。今までの検討会では、年調システムでソフト化されればやりやすいということもあったが、実際の納税のところまでなると、県ごとにより県税の申告の仕方、市民税の申告の仕方、率も違う、均等割も違うというところをどういうふうに企業側に、年末調整のシステムを入れさせるかというのは、大変難しいのではないかとこのことを思っています。

以上です。

【諸富小委員長】 実務的な留意点を御発言いただきまして、ありがとうございます。

では、会長からもコメントをいただければと思っております。よろしくお願いいたします。

【池上会長】 御議論いただきましてありがとうございます。個人住民税の現年課税化につきまして、資料では、個人住民税検討会の報告書の要点を示し、国レベルでこういう検討がなされているということをお紹介したのですが、それに対して、委員の皆様から、いや、こうすればうまくいくのではないかとこの積極的な御意見がいろいろ寄せられたと思っております。これをどのように組み合わせて、答申に書けるのかということ、これから検討させていただきたいと思っております。ありがとうございます。

それから、給付付き税額控除につきましては、かなり積極的な御意見があったかと思っております。私も個人的には、以前から、そのように申し上げています。ただし、政府税調など、国レベルで給付付き税額控除の議論をしていると。どちらかという、経済学、財政学系の委員の方は積極的なことを言われるのに対して、租税法の見地からは慎重な意見もあると伺ったことがあるような気もします。そのあたりは私もよく分からないのですが、それも含めて、どういう形で書いていくことが可能かを考えさせていただきます。

また、感染症対策のいわゆる給付金、あるいは貸付金のケースにつきましては、直接、税の問題かということには確かにありまして、その場合答申にどう書くのか迷うところはあるのですが、いろいろな専門的な御議論があったことはそのとおりですので、それにどのように言及できるのかということも考えさせていただきます。

いずれにしても、今、出された意見は、基本的にあまり対立しているところはなく、皆さんがいろいろ、積極的にこの問題つまり感染症対策の現状について、疑問点も含めて出していただきました。今後、もちろんこのコロナ対策もそうですが、将来に向けて感染症対策を考える際に、いろいろな税、あるいは財政的な施策を、より改善していくという積極的な御発言だと思っておりますので、それを答申の中にできるだけ生かしたいと思います。ありがとうございます。

【諸富小委員長】 会長、ありがとうございました。

では、この辺りで前半の議題1の議論については終わりにしたいと思いますが、これは、ぜひ、ここで言うておきたいとかという方はいらっしゃいませんか。大丈夫でしょうか。

吉村委員、どうぞ。

【吉村委員】 今、会長のコメントの中で、租税法学者の方には、給付付き税額控除に否定的な発言が多いという言及がありましたので、一応、その論拠だろうと考えたところを補足させていただければと思います。一つ目は、恐らく皆様ご承知のとおり、課税庁が実際に保有している所得情報というのが、かなり少ないというところが一つであろうと思います。納税者は給与所得に関しては分離課税ということで課税庁の手元にないケースが多いということですし、また、資産の基準関係等を含めて、課税情報で握っている部分というのは、かなり限られているだろうということだと思います。

もう一つが、課税庁に与えられるミッションというのが、現在は徴税に特化していますので、評価基準としてもどれだけ税収を上げられるかで評価されるわけですが、そのミッションとして、給付による給付金も加わった場合に、その正確性というところが今度、組織として要求されるということになるわけです。従来、どちらかという大企業や富裕層をターゲットとして調査の能力を磨いていったというところに、低所得者層に対して正確な給付ができているかが、組織として要求されるというのは、大きな体質の変化ということを要求することになりますので、それが同じ組織によって担われることが効率的かということも含めて、組織的な議論ということになるかなと思っております。

以上です。

【諸富小委員長】 ありがとうございます。大変貴重なコメントを。特に組織的な課題というのは、なかなか気づかない点ですから、現実にならざるだろうということで、たしか民主党政権の際も、歳入庁という構想があったかと思えますね。その辺りの組織を丸ごと統合してしまおうというようなですね。組織の中で一体化を、あるいは社会保険庁でしたか、当時の。それと国税庁の一体化を図り、給付等、貧困者層に対する給付事業と、それから課税業務等をと統合してしまう。ただ、すごく反対も多かったですね、たしか。しかし組織的な問題もまた、こういう議論も始めていくと、実は出てくるというご指摘は、大変貴重なものと思います。

会長、どうぞ。

【池上会長】 吉村先生、ありがとうございました。確かに、税務行政組織の規模とそれから役割をどう考えるかという問題にもなってくるのだと思います。

また、先ほど委員から御発言があったとおり、確定申告をする人が恐らく増えるだろうということですね。そういうことが予想されるし、先ほどの御議論の中でも、確定申告することをむしろ促進すべきであるという御発言もあったかと思えます。そのような場合、これまで行政改革と称して、公務員の数を急速に減らしてきたわけですが、逆に国税庁あるいは歳入庁といったところだけ急に拡大する可能性もなきにしもあらず。もちろん、どれだけDX化が進むかということもありますが、そのような面でコンセンサスを得ていくことが課題になってくるのだろうと思います。それも含めて、どのように答申に記載できるかを考えさせていただきます。

【諸富小委員長】 ありがとうございました。

では、一応これで議題1、感染症対策と税制については終わりにしたいと思います。

それでは、二点目の議題である「地方法人課税等をめぐる課題への対応について」に移りたいと思います。

事務局から、論点及び資料の説明をお願いいたします。

【内田税制調査担当課長】 では、また資料1を御覧いただきたいと思います。

論点の2になります。地方法人課税等をめぐる課題への対応でございます。こちらにつきましては、基本的に前回御議論いただいたところでございますが、ただ、最後に一つ、追加で、個人事業税の課税方式のあり方というものを追加させていただいております。すみません、従前は、今回の論点の1番の方に考えていたのですが、会長のご指摘もありまして、2番の方に今回、つけさせていただいております。

論点につきましては以上でございます、資料の方をご説明させていただきたいと思っております。資料2-2の方でございます。

こちら、大半はこの間ご説明させていただいておりますので、重複するところは省かせていただきたいと思います。追加になったところを中心にご説明をさせていただきたいと思っております。

まず、追加、修正等ございましたところとしまして、12ページです。消費税のところ、消費課税のところ、過去の答申の消費課税のところ、会長のご指摘もありまして、地方消費税の軽減税率制度の課題についても、提言部分の方を追加させていただいております。

続きまして14ページ以降に、ふるさと納税に関する資料があるのですが、こちらは前回から、数値等が変わっております。前回、令和2年度の実績だったのですが、実は7月30日に総務省の方から、ふるさと納税に関する現況調査結果という、これが発表されまして、そのため最新の数値に置き換えさせていただいております。前回、8月5日開催だったのですが、数字の置き換えが間に合わずに、今回、改めて最新の数値に置き換えさせていただいております。

続きまして、17ページのところ、ふるさと納税に関する過去の、令和元年度の答申のところでございます。こちら、会長のご指示もございまして、令和元年度の答申の提言を、一部、追加をさせていただいております。

続きまして18ページ以降に、先ほど論点のところでお話ししました、個人事業税に関する資料を追加させていただいております。こちら18ページは、現在の個人事業税の法定業種でございます。見てお分かりのとおり、限定列挙になっているというところでございます。

続きまして19ページですが、こちらの個人事業について、平成29年度で実は御提言いただいているのですが、その後の状況を示した資料となっております。上段の方ですが、事業形態の多様化により、課題が生じるということをお述べさせていただいております。

一つ目としては、例えば、コロナ禍の巣ごもり需要の増加などで、さらに加速した感がございますが、ユーチューバーのようなネットを活用した事業が増えてきて、従来の法定業者の限定列挙では対応できないようなケースが出てくる可能性があるということをお示させていただいております。

その下ですが、法定業者の間でも、各事業の認定に当たり様々な規定等ございまして、課税の取扱いが異なる可能性があるということでございます。例えば、そこに駐車場業とありますが、駐車場業というのは、10台以上の駐車スペースがあれば、一区画等の土地のそういった駐車場だけで個人事業税の対象となるのですが、不動産貸付業となりますと、10以上の土地建物の貸付契約を行っていないと対象にならない。そのため、例えばその駐車場経営の最近のスタイルとして増えてはいますが、コインパーキング用の駐車場用地を貸し付けたような場合ですね。管理を運営会社に行わせているというような場合ですと、貸している方としては、駐車場事業なのか、不動産貸付業のどちらと見るかにより、課税する・しないというのが分かれてしまって、アンバランスが生じることがあり得るということでございます。

下段が、コロナ禍でビジネスや働き方も多様化する中で、フリーランスを選択するような人も増えてきて、これにより、やはり従来の枠に捉われない事業などが増えることも考えられるということをお示させていただいております。

続きまして20ページでございます。個人事業税についての平成29年度の答申ですが、少し長いです

が読ませていただきます。個人事業税の課税対象事業については、地方税法及び同法施行令により70業種が限定列挙されている。近年は事業形態が著しく多様化しているが、平成19年度の改正以後、法定業種の見直しは行われていない。そのため、事業税の対象である事業性が認められるにもかかわらず、法定業種に該当しないことから課税されない業種がある。また、個人の就業形態が多様化・複雑化する中で、課税対象事業の認定が困難な場合があり、都道府県間でその判断が異なるケースもある。

個人事業税における課税の公平性と納税者の税に対する信頼を確保するために、課税対象事業を限定列挙する現行の方式の見直し、または法定業種の速やかな追加を行うべきである。このように御提言をいただいております。

資料につきましては以上でございますが、今回この地方法人課税等についての議論をしていただく当たり、2回目の小委員会に出てきました主な議論について、続けて発言させていただきたいと思っております。

2回目に出た主な意見として、まず地方法人課税の偏在是正について出た意見でございます。一つ目、今年6月に骨太の方針2021が閣議決定されました。2021年、地方財政計画の水準を下回らないように、地方一般財源総額の実質確保を行うとされています。もしこの地方一般財源総額の実質確保ができる局面になれば、無理に特別法人事業税等を課してまで偏在是正措置をしなくてもよく、むしろ分割基準による是正措置を元に戻すべきなどの議論ができるのではないかと。これが一つ目に出た意見でございます。

二つ目の意見。何らかの形で偏在是正措置がされるのは、ある程度はやむを得ない。しかし、どの程度の偏在是正ないし財政調整まで許せるのか、現状は少し過剰な調整になっているのだということをしっかりと言わなくてはならない。

三つ目の意見でございます。東京都は、都内に所在する企業ともう少し連携した方がよい。中小企業ばかりではなく大企業とも連携が必要である。なぜなら、これらの企業は主に税金を払っているわけである。この納税者の視点が不可欠である。これが三つ目の意見でございます。

続きまして、分割基準について出た意見。二つございます。一つ目、現在は、従業員数ではなく、直接人件費で分割することもできるし、また事業所数ではなく資産価値で分割することもできる時代になっている。こうした時代の変化に応じて、分割基準は変わってよいはずである。

二つ目の方です。人数ではなく、例えば人件費、それから事業所数ではなく資産価値というように読替えをしていくのが時代に即していると思う。デジタル課税とも関係するが、より付加価値の高い生産をしている企業は、他の企業に比べて人件費が高い傾向にある、ということでございます。

続きまして、外形標準課税に関する意見を二つほど紹介させていただきます。

一つ目、日本の法人税と地方法人課税が、1億円を境にして、これ以上が大企業、または1億円以下が中小企業という異なる税制上のレジームをつくってきたのが問題である。もし中小企業にも適用するのであれば、人件費を除いてキャッシュフロー化するのもよい考えである。

二つ目の方の意見でございます。この1億円の区分がよいのかどうかの問題は、かなりある。むしろ中小企業の方が、公共サービスに依存している点があるので、将来的には、なるべく今の基準以下の方法でいくのがよい。

続きまして、地方消費税の生産基準に関する御意見。一つだけですが、紹介させていただきます。

日本の商業統計が、必ずしも正しい消費値に対応しているとは限らないというのが大問題である。この部分を見直すのが先となる。つまり現行の人口案分は、あくまでも便宜的な手法である。こういったことを御意見としていただいております。

続きまして、ふるさと納税に関する御意見。こちらは比較的良好に出ていまして、五つ、御紹介させていただきます。

一つ目です。コロナ禍において、旅行に使えるクーポンなどを返礼品に使っている話などを聞くが、以前に総務省の通知が出た後で止まっていた事例が、現在また復活しているのであれば、そもそもふるさと納税の趣旨に反することなので、きちんと是正していかなければならない。

二つ目の意見でございます。ふるさと納税というのは、納税者の静かなる反乱である。あなたの支払った税金がどう使われているのか、また、どのくらい還元されているのかなどに見える化が必要である。

三つ目の意見でございます。ふるさと納税についてですが、やはり返礼品狙いであり、または、いろいろなアプリが出てきた影響などもあって、急速に増えている。これらは必ずしも明確な判反乱意識ではないと思う。

四つ目の意見でございます。ふるさと納税は、現在、かなり所得にも余裕のある方がやっている実態がある。我々が、ふるさと納税の仕組みそのものを議論することは少し難しいが、将来的には、このような問題、課題を東京都から発信するのはよいことである。

最後の五つ目でございます。所得階層というか、ネットショッピングができる大きさが、額が違うという個人間の問題も非常に大きい。実際に得をしているのは、大都市に住んでいる富裕層と、田舎の返礼品を納める業者である。個人間ないし世帯間の問題についてしっかり指摘していく必要がある。

以上でございます。

最後に、課税自主権に対して、一つ御意見を御紹介します。地方の自主的な課税というのは、非常に重要な視点である。その税を使って、どのような施策や事業が行われているかをもっと周知しなければならない。また、他の自治体と連携をすることも必要である。自主財源の確保が必要だということが、もう少し示されてもよいのではないかと。

以上が、先だって第2回目に出た御意見の一覧となっております。一部ですが、御紹介をさせていただきました。

事務局からは以上です。

【諸富小委員長】 ありがとうございます。

議題2としまして、法人課税に関する議題ということになっているのですが、今のふるさと納税の課題も含めて、一旦、既に議論はしているわけですが、今、内田さんに、前回の審議した際に出た主な意見を整理していただきました。なので、今のような議論、意見を言ったのだなということを思い出していただいている委員もいらっしゃるかと思いますが、今日は2回目なので、前回出た、こういった議論があったのだということを思い出していただきながら、それを踏まえて、あるいは踏まえなくてもよいのですが、新しい意見とか、追加意見とかございましたら、積極的に出していただきたいという趣旨でございます。

では、この二つ目の議題について、御意見、御質問等がありましたら、先ほどと同様に、手を挙げていただく、あるいは発声いただくという形で意思を表明していただければと思います。いかがでしょうか。

佐藤委員、どうぞ。

【佐藤委員】 ご説明ありがとうございます。今日、新たな論点として出てきた個人事業税についてなのですが、今回のこの個人事業税の問題というのは、古くて新しい問題を想起させると思うんですね。それは何かというと、法人税と個人所得税の間の二重課税問題です。例えば、テキストレベルでは、理想的に言えば、やはり業種に限らず個人事業税もきちんと取るべきだと言いたくなるのですが、よく考えると、個人事業主は個人住民税も払っているわけなのです。例えばフリーランスは極端な例かもしれませんが、一方では個人事業税を払い、他方で、さらに個人住民税まで払わされるのかという問題が出てくると思うんですね。これはソリューションが二つあって、正確にはやり方が三つあって、一つは二重課税の問題をどう排除するかということ。

例えば国レベルであれば、配当全額控除のような仕組みがあります。大口の株主はこれを使っていますよね。なので、一応、そこで二重課税はある程度調整しましょうという仕組みがある。例えば、医療法人がよく問題になっていて、医療法人化したお医者さんと、個人、開業医のままでいる人たちの間で、なぜ地方税の扱いが違うのみたいな議論が出てしまうわけです。なので、理想的には業種に限らず個人事業税もかけましょうというのが一つの考え方ですが、もしそれをやるのであれば、個人事業税の段階と個人住民税の段階での二重課税をどう排除するかを考えないといけない。配当という考え方は恐らくないので、個人事業税を払っている分だけは、個人住民税を税額控除してはどうかという仕組みの問題かなという気はします。

二つ目は、法人企業の考え方になってしまうのですが、アメリカで言うところのS法人みたいな感じで、利益を個人段階に帰属させるというやり方です。個人の場合だと、もともと事業所得は個人に帰属しているので、あまり意味はないのですが、逆に個人事業税ではなくて法人事業税の方を個人事業税にそろえようというのであれば、法人事業税、特に中小企業、外形標準課税とかに当てはまらないです。中小・零細が対象で、大企業は関係ない。中小・零細の個人事業者に関して言えば、例えば彼らの利益を個人に帰属させて、その段階で、個人レベルで住民税でも所得税でも払わせませんかという考え方は一つあり得ると思います。これはアメリカのS法人の考え方、パススルーという考え方ですよ。

三つ目は、よく言いますが、キャッシュフロー税です。キャッシュフロー税は、皆さん意外と誤解されていますが、別に法人税の話ではなくて事業税なのですよね。なので、事業段階で課税と個人段階の課税があった際に、事業段階での課税はキャッシュフロー。それは別に法人か個人か、あるいは組合かとは問わないわけなのです。なので、キャッシュフロー課税にしてしまえば、レントに対する課税になります。当然、フリーランスのような方々にレントはないので、事業段階では払わないわけです。ある程度キャッシュフロー課税化してしまえばレントに対する課税になるので、個人段階と法人段階で二重課税になっても、レントに対する二重課税なので、それはそれでよいという。利益の上積みに対する課税なので、それはそれでいいではないかという議論は、あるのかもしれませんが。ただ、これは本当に全てを巻き込む抜本的な改革になると思います。

二つ目と三つ目は、法人事業税も巻き込んだ抜本的な改革になってしまうので、どうかと思うのであれば、少なくとも、最初に申し上げた、二重課税のところをどう手をつけるかだと思います。

やはり業種限定列举というのは、先ほどの飲食店に対する協力金ではないけれども、一人の事業主、事業者がいろいろな事業をやっている。業種に関わるということはある程度得るべしです。あまり限定列举するというのは極めて前近代的だと思います。なので、原則は課税としておいて、あとは、今言った個人段階でどう調整するかを考えるというのが、一つの考え方になるのではないかと思います。

また、先ほど吉村先生からあった給付付き税額控除の話。今の論点ではないですが、簡単に上げると、確かに国税庁は、彼らのミッションは税金を取るることなのです。したがって、イギリスの場合は、リアルタイム情報システムを入れた際に、そのミッションとして、税を取るだけではなくて、給付も行うのだよということをミッションとして入れたのですよね。もちろん実際に給付をするのは別に税務署ではなくて、たしか年金庁ですね。日本で言うと厚労省が対応する。社会保障担当の省庁だと思いますけれども。だから、給付を行うのは別に他の省庁でもよいのです。ただ、やはり所得情報の補足を何のためにやるのかというところで、日本の場合は、どうしてもそれは税を取るためというのが、皆さん担当者の頭の中にこびりついているので、これは給付を目的として視野に入れていくということ、やはりミッションとして加えるということは、やはりあってよいのかなと思います。

すみません。以上です。

【諸富小委員長】 ありがとうございます。改めて佐藤委員の御意見で、確かに個人事業主の場合に、個人住民税との関係、二重課税の問題というのが発生し得るので、それをどう調節するのかという原理的なことがあると改めて認識したのですが、現行制度上は、どういう整理になっているのでしょうか。二重課税やむなしという状態で、二重課税をもうやっってしまったという状態なのではないでしょうか。

吉村委員が、挙がっていますね。吉村委員、どうぞ。

【吉村委員】 今の点、一応、下級審ですね。地裁レベルで判決、過去に争った例がありまして、目的が違うので二重課税ではないという形で、裁判所は納税者の訴えを退けたという例があります。最高裁まで争うような論点ではないということで、そこで終わっているのですが、そういう判断はあります。ただ、もちろん、佐藤先生のコメントであったように、実際に範囲を広げるとなれば、住民税と何が違う、住民税に比べて重い負担を課される理由は何かというの、今よりも要求されると思います。

その点で、一点だけよろしいでしょうか。

【諸富小委員長】 結構です。お願いします。

【吉村委員】 まさに私、個人事業税のこの限定列举というのは、どういう形であるにせよ見直しは待ったなしだとは思っています。例えば、去年ですか、神奈川県がカイロプラクティックについて、個人事業税該当性で、請負業で争って負けたのですが、やはり見ていただくと、あんまとかは入るのですが、カイロプラクティックになると個人事業税の対象にならないとか。また、有名なところだとトリマーですかね。ペットのトリマーは当たらない。当たらないとしているところが多いけれども、人間の場合は、当然、当たるということになって、なかなか不整合というか、納得感という意味では難しい部分が出てきているのかなと思います。ただ、見直すとなると、先ほど佐藤先生がおっしゃったように、全面的にやっしまって、どう調整するかというのが非常に魅力的です。先ほどの二重課税、上乘せしている根拠としては、そこで何か施設を設けて、行政サービスをその分受けているであろうというような説明でずっとやってきたかと思ひまして、それで税率が違っているという部分もありますので、手をつけようとする、そもそも課税の必要はあるのかというところから、恐らく言われてしまうので、難しいのだと思うのですが、やはり時代に合わないというところはあり、すぐにどうこうできるわけではないですが、考えなければいけないと思っています。

以上です。

【諸富小委員長】 ありがとうございます。この業種はオーケー何とかと新たに検討する場合の判断基準を、何か施設を造って事業をやるような事業であるかどうか。つまり公共サービスの対価を負担してもらうにふさわしい業態になっているかどうか、その辺りなのか。

【吉村委員】 根本的にはそうなのでしょうけれど、今の扱いとして、列举されているものに近ければ課税した方がよいのではないかという判断がやはりあります。実際に聞いた例だと、アフィリエイト広告ですね。ブログやホームページを開設していて、広告枠を販売しているという方ですね。広告枠を売って収入をすごく得ているのだけれども、それをどう課税するかで、広告業でやっていますというような実態の話聞いたことがあります。

ただ、自治体からの受益という、パソコンで電気代ぐらいしか使っていないというのに、個人事業税が必要なのかと考え出すと、ちょっと分からなくなるという気がします。実物の広告であれば、広告枠がそこにどんとあって、看板とかがあるのでしょうけれども、インターネットはどうなのだろうと思ったことはあります。

【諸富小委員長】 オンラインビジネスが増えてきて、非物質的な形態になってくると、何も公共サービス、私は受けていませんという状態になって、課税根拠が失われていくみたいなことになりかねないで

すかね。

【吉村委員】 個人事業税、何か住民税あるいは法人税と違う根拠って何なのだとされると、難しいかもなと思います。今の状態は自治体によって違うそうなので、そういう新しいものに関して、どう対応するかは、やはり自治体によって違うそうなので、不公平感だとか、あるいは行政の立場というのともいろいろあるのだと思います。

【諸富小委員長】 なるほど、非常に勉強になりました。ありがとうございます。

他の先生方、いかがでしょうか。

金井委員、どうぞ。

【金井委員】 教えていただければと思うのですが、大体限定列举していくと、いろいろと問題になっていって、大変だと。したがって、一般化してしまおうと。たとえば、物品税も個別でやると大変だから、消費税に一般化してしまおうとかですね。一応のやり方としてはあって、そうすると個人事業税も、確かに個別に列举していくと大変でしょうねと。それはそれで、一般的に事業性があればという話で、あとは外れるものを探すと。あるいは税率を低くするものを探していくということにするのが、やりやすさとしては出てくるのではないかと。

吉村先生がおっしゃったように、パソコン一つで、何でその自治体のサービスを受けているかという。それはそうですけれど、パソコン自体はともかくとして、そこでその人が銃撃をされずに、泥棒が入らずに生きていること自体が、そもそも事業活動を成立させる大前提で、要するに、公共の秩序といいますか、人間としてそこに生きていけること自体が、人間が物的に存在している以上、サービスを受けていないことはあり得ないわけです。また、部屋の中で、パソコンで事業活動をしているとしても、その人はずっとひきこもっているわけではなくて、一步外に出れば道路を使うわけですし、事業において使わなくても、そこで一生、生きて死ぬわけでないならば、必ず出ていくわけですから、事業をするためにはそこを移動するわけですから、およそ、人間が空間に存在している以上、自治体のサービスを受けないというのはあり得ないと。そこで事業をしている以上は、どこかで受益はしているだろうとは思いますが。ただ、税金を取るべきか、事業性があるのかと言われたら、そうではなくて単に住民税で十分でしょうというのは、それはありうると思うので、事業性の判断で、何で駄目なのですかというのを教えていただければと思うのですが。

【諸富小委員長】 これは吉村先生への御質問ですか。

【金井委員】 というか、全体でなぜこういう限定列举でなければいけないのか。要するにオプトインとオプトアウトというか、例外主義か原則主義、限定列举主義を止めて原則を決めて、例外だけ決めるというふうにするのが難しいのはなぜなのかを教えていただければと思います。

【吉村委員】 歴史だということ以外は、恐らく理由はないと思いますね。ドイツでも、やはり同じです。ドイツでも個別に限定列举で地方の、何税か具体的なところ、具体的な名称は忘れてしまいましたけれどあるのですけれども。やはり、歴史ですね。分かりやすいところから取っていき、資格があればそれに税率を低くして追加をしてという形で広げてきて、今に至っているということですね。

【諸富小委員長】 普遍的なセオリーがあるわけではなくて、歴史的経緯としか説明しようがないということでしたけれども。よろしいでしょうかね。

佐藤委員、どうぞ。

【佐藤委員】 ありがとうございます。今の金井先生のご指摘も面白いなと思ったのですが、ここで何を重んじるかです。課税の根拠を重んじるのか、課税の整合性を重んじるのかだと思うのですね。課税の根拠、例えば事業者としての受益と生活者としての受益は違うでしょうと。あなたは生活者としての受益

は個人住民税、事業者としての受益は事業税でというのは、頭の整理としてはきれいなのですが、どのサービスが生活者として受益になり、どのサービスが事業者なのか。道路だって、我々は常に使うわけだし、事業者だって移送とか運送で使うわけではないですか。なので、もともとこの区別は、難しいよねというのが一つです。もちろんその区別も大事なのですが、重んじるべきは、やはり法人と個人事業主の関係で、やはり端的に言えば、法人ならば事業税を払い、個人事業者であれば限定列举であるという、この不整合をどうするかだと思うのですね。

前は外形標準課税をどうしようかという話をしていましたが、1億円以上、いわゆる大企業の話が我々はしているのではない。ここで問題になるのは、大企業との比較ではなくて、中小・零細であっても、法人なれしている事業者もいるし、あるいは、同じような規模、売上げだと同じようなのに、個人営業を選択している人たちがいるということになります。平たく言うと、税制の扱いが、彼らのそういう事業形態の選択をゆがめているのではないのですかというのが、効率性の観点から出てきますし、不公平でしょうという議論も出てくると思うのです。

したがって、この法人事業税と個人事業税、法人課税と個人課税の間の整合性をどうするかという議論で、もう一つの問題は、くどいですが、二重課税問題。これは法人事業税にもあるのです、大企業みたいに所有と経営が分離されていて、あまり配当に所有的なものがひもづかないのであればよいのです。大企業では完全に経営と所有が分離しているという議論は割り切れるところはあるのですが、やはり中小・零細事業者になってくると、仮に法人であったとしても、法人から、そこ辺りの分離がほとんど生活の、経営と所有はかなり一体化していますので、二重課税問題というのが、そういう事業者、いわゆる中小事業者には出てきているのですよね。

意外と我々、この問題に目をつぶってきたのだと思うのですが、こういう何か個人事業主と法人事業者、その他の法人との関係を見ると、この辺りに問題がある。露呈してくるのだと思います。ただ、あれもこれも言っても仕方がないので、少なくとも今回事業税のことを考えるのであれば、くどいですが、法人との整合性であれば、課税が原則でしょうということになります。ただ、今申し上げたとおり、やはり個人事業住民税との関係で考えれば、二重課税の調整が、原則ではないですかという。こういう頭の整理になるのではないかと思います。

以上です。

【諸富小委員長】 確かにそうですね。法人と個人事業の関係でいくと、そういう関係も気にしなければいけないというご指摘なのですが、例えば法人形態で課税を受けるよりも、個人事業としての方が、限定列举項目にないビジネスを自分はやっているから、法人ではなくて個人事業主でいくというような形で課税を逃れているケースが結構あるのですかね。

【佐藤委員】 全て見ないと分からないと思います。微妙なボーダーは出てくるのだと思うのですよね。ネットを広げたからといって税収がドラスティックに増えますかということ、そうではない。ただ、他方で、先ほどの外形標準課税問題も含めて、課税の強化を進めようとする際に、やはり一定の公平性は担保しておかないといけないと思うのですよね。たまたま法人で、たまたま資本金が1億円以上だから、課税をとっても強化されて、それ以外の人は何もしていないとか、あるいは、たまたま自分は法人だったので、事業税をとっても取られているけれど、隣の人は個人営業で、うまく取られていないということ、やはりそれは不公平感を納税者の間に助長しますので、そこの関係で、制度的にはきちんと整理しておく必要はあるかだと思います。

ただ、ふたを開けてみれば、では、税収がドラスティックに取れるかというと、私は、そもそも事業主、零細事業主は、先ほどの協力金の話ではないのですが、確定申告していない中小・零細企業もいるので、

税込は上がりますかと言われると、私はそこまで、それを期待する話ではないのかなという気はしていません。

【諸富小委員長】 ありがとうございます。よく分かりました。

他の先生方、他の論点でも構いません。いかがでしょうか。

金井委員、どうぞ。

【金井委員】 すみません、素人がたくさんしゃべっても、あまり意味ないと思うのですが、教えていただきたいのは、労働者ではなくて、あたかも個人事業主のようにして、労働者としての保護を与えない形で外部化するという動きが一方であります。そういう人たちが、言わば意図的か意図に反しているかはともかくとして、個人事業主的に、言わばなっていく状態が、一体、この税制から見て、どういうふうな税負担になっているのか、私、全く分からないのですが。つまり、普通の労働者であれば、給与所得として、所得税とか住民税を払うことになるし、保険料とか、そういう負担も被用者保険として出ていくわけですね。

一方で、事実上、やっている仕事は労働者と変わらないけれども、個人事業主扱いにさせられていくわけで、実態は不安定労働者というべきか、労働者としても扱ってもらえない。ほとんど独占禁止法でしか守ってもらえないような状態になっていくわけです。この人たちの公平性というのか、労働者として雇われることと、個人事業主に形態上させられているということにより、所得税、住民税、それから事業税を通じた公平がどうなっているのか、あるいは社会保険料を含めて公平がどうなっているのか。個人事業主だったら、費用を控除することにより税金を自分でうまく安くできるのだったら、それはそれで結構なのですが、そうではなくて、かえって大変だと、外形標準適用でそういうことですよ。どうなっているのか分からないので、実際の公平感がないと何とも言えないので、そこは教えていただければなと、あるいは税制調査会でデータを教えていただければうれしいなと思いますので、よろしく願います。

【諸富小委員長】 佐藤委員、どうぞ。

【佐藤委員】 実は今の、この問題は非常に大きな問題です。所得税の枠の中でもそうなのですよ。つまりフリーランスの方々は形式的には個人事業主なので、事業所得扱いになります。よって、彼らの経費は、きちんと積算根拠を持って、普通に経費として控除していただきますとなります。ところが、サラリーマンの場合は、いわゆる給与所得控除なので、概算控除になるのですよね。このサラリーマンの概算控除の給与所得控除は非常に高いので、実際、統計的に調べてみると、実は、家計調査とか、全国消費実態調査とかを調べると、大体がこういう服代であるとか、通信費であるとか、交通費とか、そういうような積算していても、実は、給与所得控除の方がまだ手厚いのですよ。なので、実はサラリーマンの方が所得税であれ、個人住民税であれ、手厚い控除を受けているはずなのです。ところがフリーランスはそうっていないということになります。もちろん、青色申告するようになれば、青色申告は65万円の控除があります。色がつくると控除が手厚くなる面もあるのですが、大体、恐らくフリーランスの方々というのは副業であるということもあって、白色のはずなのです、ほとんどが。なので、もともと所得の計算のところからして、いわゆるサラリーマンとフリーランスの間には大きな差異がある。これは所得の区分が違うからです。なので、ここのも、実はもともと不公平が存在しているということはあると思います。

この前のご指摘のとおり、国保上の問題であるとか、社会保険料。社会保険料だって違いますからね。個人事業主は自分で保険に入らなければいけない。サラリーマンであれば事業者が半分してくれますので、もともと社会保険の中でも違うわけであり、やはりここは大きな断絶があると思ってよいと思います。これが本当にそれでよいのかどうかということは、この税調の枠を超えてしまいましたが、大きな課題として出てくると思うのですけれども。

【諸富小委員長】 なるほど。金井先生、よろしいですかね。結構、重要な問題ですね。いろいろな労働法制の保護を外された上に、税金上も不利になるという。サラリーマンではなくなるので。という話だったのですけれど。なかなか大変な話ですね。

答申にこの話題を盛り込むのは難しいかもしれませんが、こういう論点があるということは非常によく分かりました。

今、一連の議題2で議論してまいりました。もし事務局で何かコメント、補足等ございましたらお願いしたいのと、やはり池上会長にまた、議題2についてコメントをいただければと思います。

事務局から何かございますか。

【池上会長】 では、私から。議題2について御議論ありがとうございます。個人事業税の議題は、今回入れていただいたのですが、確かに限定列举70業種ですね。昔から、例えばここに水産業は入っているのに農業は入っていないのはどうしてかと考えたことがあるのですが、やはりこれも一種の保護政策なのだろうなど。確かに、農業であっても法人化すれば、それは法人の扱いにはなるのですが、個人の場合はそうではないという問題は、もともとあったと思うのですね。

先ほど広告業の話も出ましたが、インターネットを使っている場合も、確かに物理的には電気代しか使っていないようだけれども、例えば不適切な広告であるとか、それが他人に対する権利の侵害であるとか、あるいは下手をすれば犯罪的な行為までも入ってくることに對して、当然いろいろな取締りも行っています。都道府県の警察がそういうものを取り締まっているわけです。そういうことも含めて、いろいろな形でサービスといたしますか、規制あるいは監視のようなことも、実際にはやらざるを得ませんので、やはり地方自治体から離れたところで何かが行われているわけではないのです。

それから、二重課税の問題について言うと、これは皆さんよくご存じのことで、当然、個人事業税の場合も、法人事業税の場合も、法人であれば損金算入というのがありますし、個人事業税も、個人所得税を計算する際には、恐らく必要経費になると思いますので、そういう意味では、部分的な二重課税の回避にはなっていると思います。ただし、それでも不十分だと考えるかどうかという問題はあります。

また、限定列举ではなくて全て課税してしまうのが、確かにすっきりしてよいとも思うのですが、それにより何か問題が生じてくることがあり得るかどうか分からないのですが、表現を考えさせてもらいます。

それから、全体としては、前回と今回御議論いただきましたので、この前も申し上げましたが、本年度は今期の4年間を取りまとめる答申ですので、今期に入ってつくられた答申の中身も含めての取りまとめを行っていくと。当然、前回と今回いただいた御議論をその中に生かさせていただきたいと思っておりますので、その点を含めて、次回に案を出していただきたいと思っております。

以上です。

【諸富小委員長】 ありがとうございます。

そうしましたら、議題2についても、これで議論は閉じたいと思います。

では、最後に事務局から今後の日程等のご説明をお願いいたします。

【三浦税制調査担当部長】 本日の小委員会にて、様々な御審議をいただきましてありがとうございます。なお、冒頭に事務局側にいただいた御質問に対して、十分な回答ができなかったことをおわび申し上げます。また後ほど細かい詳細データ等を確認した上で、ご報告させていただきたいと考えております。

それでは、今後の事務日程について、お知らせ申し上げます。次回の第4回小委員会につきましては、9月24日金曜日、午前10時からオンライン開催とさせていただきますと存じます。

また、その次の第5回小委員会は、10月1日金曜日、午前10時から、同じようにオンライン開催と

させていただきます。また、事務局等におきましては、いずれも都庁第二本庁舎3 1階2 1会議室を予定しております。

なお、第4回小委員会におきましては、答申の素案について、また第5回小委員会では、答申案について御議論いただきますので、いずれも審議は非公開とさせていただく予定でございます。

なお、本日御審議いただきました会議資料等については、本日中に主税局ホームページに掲載いたします。また、議事録につきましては、後日改めてホームページに掲載をさせていただく予定です。

以上、よろしくお願い申し上げます。

【諸富小委員長】 ありがとうございました。

それでは、本日の議事は、これにて終了とさせていただきます。本日は、お忙しい中、御参集いただきましてありがとうございました。これをもちまして、第3回小委員会を閉会とさせていただきます。お疲れさまでございました。